

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

No.8

〔共通〕問1 危険物に関する次の文を読み、消防法上誤っているものを一つ選べ。

- (1) 指定数量以上の危険物は、原則として、消防法に基づき市町村長等の許可を受けた貯蔵所、製造所又は取扱所以外の場所でこれを貯蔵し又は取り扱うことはできないが、消防長又は消防署長の承認を受けければ、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱うことができる。
- (2) 危険物であるエチルアルコール200リットル、植物油6,000リットルを同一の場所で貯蔵する場合、その場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵しているものとみなされる。
- (3) 指定施設の危険物保安統括管理者には、危険物取扱者であって当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者を当てなければならない。
- (4) 引火点が40度以上の第4類の危険物のみを取り扱う第1種販売取扱所又は第2種販売取扱所については、危険物保安監督者を定める必要はない。

答

解説

- (1) 消防法第10条第1項、第11条。
- (2) 消防法第10条第2項、アルコール類の指定数量は400リットル。動植物油の指定数量は1万リットル。 $200 \div 400 + 6,000 \div 10,000 = 0.5 + 0.6 = 1.1 \geq 1 \rightarrow$ 指定数量以上。
- (3) 消防法第12条の7、危険物の規制に関する政令第30条の3、危険物取扱者の資格は必ずしも必要でない。
- (4) 消防法第13条第1項、危険物の規制に関する政令第31条の2第5号。

〔消防用設備等〕問1 消防設備士に関する次の文を読み、消防法上正しいものを一つ選べ。

- (1) 消防設備士免状の交付を受けていない者は、設備等技術基準に従って設置しなければならない泡消火設備（電源の部分を除く）の設置に係る工事を行つてはならない。
- (2) 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に従って設置しなければならない消火器の整備は、消防設備士免状の交付を受けていない者であっても行うことができる。
- (3) 設備等技術基準に従って設置しなければならない屋外消火栓設備のホースの交換は、消防設備士免状の交付を受けている者でなければ行つてはならない。
- (4) 消防設備士は、免状の交付を受けた日から5年以内に、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む）が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない。

答

解説

- (1) 消防法第17条の5、消防法施行令第36条の2第1項。
- (2) 消防法施行令第17条の5、消防法施行令第36条の2第2項。
- (3) 消防法第17条の5、消防法施行令第36条の2第2項、消防法施行規則第33条の2、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備のホースの交換は消防設備士でなくても行える軽微な整備。
- (4) 消防法第17条の10、消防法施行規則第33条の17、免状の交付を受けた日から2年以内に受講義務。その後5年以内ごとに繰り返し受講義務がある。

〔消防用設備等〕問2 自動火災報知設備に関する次の文を読み、消防法上誤っているものを一つ選べ。

- (1) カラオケボックス、飛行機の格納庫及び重要文化財として指定された建造物については、その延べ面積にかかわらず、自動火災報知設備を設置しなければならない。
- (2) 防火対象物の11階以上の階には、その用途や延べ面積にかかわらず、自動火災報知設備を設置しなければならない。
- (3) 感知区域とは、それぞれ壁又は取付け面から0.4メートル（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあっては0.6メートル）以上突出したはり等によって区画された部分をいう。

答

解説

- (1) 消防法施行令第21条第1項第1号。
- (2) 消防法施行令第21条第1項第12号。
- (3) 消防法施行規則第23条第4項第3号口。
- (4) 消防法施行令第21条第1項第15号、同条第3項、自動火災報知設備の設置を省略できるのは自動火災報

- (4) 防火対象物の通信機器室で床面積が500m²以上の中には、不活性ガス消火設備を技術上の基準に従って設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分について自動火災報知設備を設置しないことができる。

知設備の熱感知器と同等とみなされる高感度の閉鎖型スプリンクラーヘッドを使用する水系消火設備の有効範囲内の部分に限られ、ガス系の自動消火設備が設置されていても自動火災報知設備の設置を省略することはできない。

- [防火査察] 問1** 消防法に規定する命令の主体、命令等の事前手続（聴聞・弁明の機会の付与）、公示義務の有無の組み合わせに関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

| | 命令条文 | 命令の主体 | 命令等の事前手続（聴聞・弁明の機会の付与） | 公示の義務の有無 |
|-----|---------------------------|---------------|-----------------------|----------|
| (1) | 防火対象物に対する措置命令（法第5条の3第1項） | 消防長、消防署長、消防吏員 | 原則として事前手続不要 | 有 |
| (2) | 防火資料提出命令（法第4条第1項） | 消防長又は消防署長 | 原則として事前手続不要 | 有 |
| (3) | 消防用設備等の設置維持命令（法第17条の4第1項） | 消防長又は消防署長 | 原則として事前手続不要 | 有 |
| (4) | 防火管理業務適正執行命令（法第8条第4項） | 消防長又は消防署長 | 原則として弁明の機会の付与 | 有 |

- [防火査察] 問2** 消防法令の違反調査を効果的に実施するため、法第35条の10では、関係官公署への照会及び協力要請をすることができることを規定しているが、当該規定に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 照会及び協力要請を行うことができる主体は、総務大臣、都道府県知事、市町長、消防長又は消防署長である。
- (2) 照会及び協力要請できるのは「この法律の規定に基づく事務に関するもの」に限定される。
- (3) 関係のある官公署とは、消防法の規定に基づく事務について参考となるべき情報若しくは資料を提供し得る、又は協力を要請し得る官公署をいい、その範囲は相当広い。
- (4) 消防組織法第42条第1項において「消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力しなければならない。」と規定されているが、違反調査に関する警察との協力については、消防法第35条の10の規定に基づくものである。

- [危険物] 問1** アセトンについての説明として、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) アルコール及び水によく溶ける。
- (2) 蒸気は、空気より軽い。
- (3) 燃焼範囲はガソリンよりも広い。

答

解説

- (1) 消防法第5条の3第1項、同法第5項及び行政手続法第13条第2項による。
- (2) 消防法第4条第1項の命令については、「公示の義務」は規定されていない。なお、当該命令の事前手続については、行政手続法第13条第2項による。
- (3) 消防法第17条の4第1項、同法第3項及び行政手続法第13条第2項による。
- (4) 消防法第8条第4項、同法第5項及び行政手続法第13条第1項による。

答

解説

- (1) 法第35条の10による。
- (2) 法第35条の10による。
- (3) 消防法解説による。
- (4) 警察との関係については、消防組織法第42条第1項において「消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力しなければならない。」と包括的に規定されており、これが法第35条の10の「法律に特別の定め」に相当することから、警察との協力は法第35条の10に基づく協力要請ではなく、消防組織法第42条第1項に基づいて行われるものである。警察への「照会」については、法第35条の10の規定が適用されると解される。

答

- 解説 アセトンの蒸気は、蒸気比重が2で空気より重く、水、アルコール等によく溶ける。油脂などをよく溶

(4) 溶剤として使用されることがある。

かすので、溶剤としても使用される。燃焼範囲はガソリンより広い。一般に第1石油類は、揮発しやすく、その蒸気は空気よりかなり重いので、低所に滞留し、また低く遠く流れる。流体摩擦等により静電気を発生し、静電気火花によって着火することがある。アセトンは水に溶けるが、一般的には水に溶けない物質が多い。

[参照条文]

消防法別表第1

〔危険物〕問2 貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類及び数量の多少にかかわらず、危険物保安監督者を選任しなければならない貯蔵所は、次のうちどれか。

- (1) 地下タンク貯蔵所
- (2) 移動タンク貯蔵所
- (3) 屋外タンク貯蔵所
- (4) 屋内貯蔵所

答

解説 必ず危険物保安監督者が必要な貯蔵所は屋外タンク貯蔵所である。その他製造所、給油取扱所及び移送取扱所は危険物の種類、数量にかかわらず必要である。移動タンク貯蔵所は、必要ない。

[参照条文]

消防法第13条、危険物の規制に関する政令第31条の2

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔自治法〕

問1 答 (5)

〔地公法〕

問1 答 (4)

〔消防組織〕

問1 答 (1) ○ (2) ○ (3) ○
(4) ○ (5) ○

問2 答 (2)

〔消防教養〕

問1 答 (2)

〔消防法規〕

問1 答 (3)
問2 答 (2)、(3)、(4)

〔消防設備〕

問1 答 (4)
問2 答 (2)
問3 答 (3)

問4 答 (1)

問5 答 ① 500 ② 1,000
③ 消防機関 ④ 500
⑤ (5)項目

問6 答 (3)

問7 答 (1)

問8 答 (3)

〔防災〕

問1 答 (2)

問2 答 (2)、(4)、(5)

〔建築法規〕

問1 答 (1)

問2 答 ① 壁 ② 階段 ③ 間仕切壁 ④ 最下階の床 ⑤ 屋外階段

〔危険物〕

問1 答 (4)
問2 答 (1)

〔防災〕

問1 答 (1)、(4)

問2 答 (3)

問3 答 (5)

〔救急〕

問1 答 (4)

〔救助〕

問1 答 ① 消防長等
② 消防署長
③ 状況
④ 状況
⑤ 態勢
⑥ 態勢
⑦ 指揮監督
⑧ 安全確保
⑨ 市町村等
⑩ 措置

〔石油コンビナート〕

問1 答 (5)
問2 答 (1)

〔原子力〕

問1 答 (5)

問2 答 (ア) ⑤ (イ) ③
(ウ) ② (エ) ⑦
(オ) ④

〔無線法規〕

問1 答 (3)

〔無線工学〕

問1 答 (1)

〔国民保護〕

問1 答 (2)

問2 答 (5)

〔警防〕

問1 答 (4)

問2 答 (1)

問3 答 (3)

—— 消防 司令 問題 ——

〔組織管理〕

問1 答 (1)

〔人事管理〕

問1 答 (2)

〔消防財政〕

問1 答 (3)

〔警防〕

問1 答 (4)

問2 答 (3)

問3 答 (4)

〔救急〕

問1 答 (2)

—— 予防技術検定模擬テスト ——

〔共通〕

問1 答 (3)

〔消防用設備等〕

問1 答 (1)

問2 答 (4)

〔防火査察〕

問1 答 (2)

問2 答 (4)

〔危険物〕

問1 答 (1)

問2 答 (3)

昇任試験実力養成講座・小論文

解答例

現在、立入検査の実施率の全国平均は概ね3割程度だといわれる。これを今後大きく引き上げるのは、現在の地方公共団体の財政状況等を前提にすると、現行の消防体制では極めて困難だと思える。そこで、こうした火災予防規制の現状を考慮して、今後、多くの防火対象物の火災安全を高めていくことを考えてみると、一つには、今の消防機関の防火規制の現状を基本的なところから振り返り、その実情を明確にすることがそもそも大切である。

次に、二つめとして、効果的な火災予防規制を展開していくために、その実情を前提にして何が足りないのかを検討してみることが重要だといえる。先ず、現状の火災予防規制の実態を眺めてみると、消防統計が示しているように、消防機関の指導は、幾分消防用設備等の設置等に関する事項に偏重しており、防火管理関係を含め、客観的に五感で確認できないようなソフト面に関する事項には手薄な状況が認められる。さらに、通常、社会的に大きな関心を呼んだ火災事故の直後に行われている全国一斉の立入検査結果等の傾向からも分かるように、消防機関が既に防火指導を行っていたにも関わらずあらためて法令違反等が顕出され、いわば立入検査の形骸化とも呼ぶべき実態が明らかになっている。そこで、消防機関の防火指導の現状を総括的に指摘してみると、少ない立入検査を機会に、消防用設備等の規制指導に重点を置いた全体的に形骸化を窺わせる防火指導が行われているといえるだろう。

そこで、次に、消防機関の防火指導の現状を前提にして効果的な火災予防規制を展開していくためには何が必要かということになるが、これに関しては、現状の地方公共団体の財政事情等から、立入検査自体の頻度や要員の確保の困難が伴っているのであれば、数少ない立入検査に際し防火指導の効果を高める方策を構築することが大事になってくる。そのためには、消防機関に与えられた種々の権限を適時適切に行使し、数少ない指導の機会で改善効果を高めるという対策が必要になってくる。また、多用な用途の防火対象物では、法令違反等の多い業態と逆に少ないものが認められる。こうした傾向は関係業界等の体质も影響しているものと推測されるが、法令違反等の多い業態の火災予防指導を強化していくという方法も効果的だと考えられる。さらに、これは消防機関自身の防火指導技術の問題であるが、火災安全にとってどういう改善事項に対して強力な防火指導を行うべきがあらためて検討し直されることが望まれる。

要するに、総合的な防火指導を放置することは、漠然とした非効率的な指導に陥り易いことを認識しておかなければならない。近年、小規模ではあるが社会的に大きな耳目を引く火災が多く発生している。こうした火災を防ぐためには、消防機関の防火指導以外に方法はなく、より効果的な指導の在り方を追求していかなければならないことを消防機関はあらためて再認識することを求められているようと考えられる。

<お詫びと訂正>

本誌'08年12月号、昇任試験実力養成講座〔消防設備〕問10(1)中(P.143)、「…建築設備は含まない。」とあるのは、「…建築設備は含む。」の誤りでした。

謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

(編集局)